



日本弁理士会 副会長  
長濱 範明

## 日本弁理士会に満足していますか？ ～何を求めるのかを考え、伝え、期待しよう～

今月のことば

*monthly word*

### 会費は高いと感じますか？

「日本弁理士会（以下、「弁理士会」という。）の会費は高いと感じていますか？」

あなたがそう聞かれたら①～③のどれを選ぶのだろうか。

- ①高いと感じている
- ②妥当な金額と感じている
- ③むしろ安いと感じている

弁理士会の会費は昨年の10月から5000円下がって15000円となっているが、会務についてある程度詳しくれば事業予算等から逆算して②を選び、また、会費の金額は気にしていないという方は②か③を選ぶように思うが、問題は、①を選んだ方の選んだ理由である。

会費が高いと感じる個々の理由は様々であろうが、大きくは以下の二つではなかろうか。

- (1) 弁理士登録している意義やメリットとのバランスで高いと感じる
- (2) 弁理士会の事業やサービスに対して満足していないために高いと感じる

### 会員の満足度

会費が高いと感じる理由が何故大事かという点、その理由を解消若しくは低減することが、正に弁理士が弁理士会に求めていることであり、その要求に応えるべく会務を遂行していくことが、執行部の重要な責務と感じているからである。

弁理士法第56条第2項(\*1)に規定されている弁理士会の目的はあくまでも会員の指導、連絡及び監督に関する事務と弁理士の登録に関する事務であり、また、営利目的の事業はできない特殊法

人である弁理士会としての制約はあるが、会員である弁理士の要求に応じてその満足度を高めていくという視点で残りの任期を全うするためにも、弁理士が弁理士会に何を求めているのかを考えてみたい。

### 弁理士登録している意義やメリットの向上

弁理士登録している意義やメリットといういわゆる「嬉しさ」は個々の弁理士によって様々であり、また、その「嬉しさ」を向上させることは基本的に自助努力によるところが大きいであろう。

一方、個々の弁理士の努力だけでは達成し難いレベルにおいて、弁理士が「嬉しさ」を感じ易い環境を整えて欲しいという要望は、弁理士が弁理士会に求めている本質ではないだろうか。

弁理士を取り巻く経営環境の悪化や弁理士数の増加といった様々な要因により、弁理士の環境は年々厳しくなっている。このような時代にあって、弁理士の環境改善のために主張すべきは主張し、守るべきは守る主体は弁理士会において他にない。弁理士が活躍する主戦場である知的財産制度を活性化するために、弁理士会が制度面と実務面の双方から積極的に貢献し、また、弁理士業界が疲弊することなく優秀な弁理士を育成できる環境を維持するために適切な弁理士数となるよう働きかけるといった活動は、弁理士会に強く求められている。

また、弁理士が能力を向上し易い環境を研修等を通じて提供し、また、弁理士が社会奉仕的に活動できる場を提供し、結果として弁理士の社会的地位や認知度が向上することも弁理士の「嬉し

さ」に直結するところである。

さらに、昨今は企業内で活躍する弁理士が多くなり、これからも増加していくことが予想される。いわゆる企業内弁理士にとっての弁理士の「嬉しさ」は何なのか、「嬉しさ」を増やすために弁理士会は何ができるのかを検討し、対策を実行していくことも重要である。例えば、弁理士のいわゆる秘匿特権を平成26年に予定されている法改正で弁理士法の中に規定することができれば、企業内弁理士の地位向上に資することができるのではないだろうか。

### 弁理士会の事業やサービスへの満足度の向上

弁理士会が個々の弁理士に提供している事業やサービスとしては、研修の提供や各種情報の提供があり、それらを強化、充実させていくことは当然に弁理士会に求められているところである。

また、そのような弁理士全体へのサービスに加え、個々の弁理士のニーズを汲んで実効性の高いところから実現していくことも大切である。例えば、事務所のインフラ整備の負荷を低減するためのバックオフィスのサービスを提供できる機関の創設や、海外等の有用情報や新規業務への対応について頼りになるシンクタンク的なサービスを提供できる機関の創設等に弁理士会が積極的に取り組めば、弁理士にとって大いに役立つのではないだろうか。

さらに、弁理士の志向や活動が多様化していく流れの中で、国内や海外で弁理士が活躍できる様々な場を弁理士会として広く積極的に模索して掘り起こし、そのような場で弁理士が活躍し易い環境をつくってバックアップしていくことも、弁理士会内のみならず外部からも求められているはずである。

### 弁理士会への要望の伝達

弁理士会は、弁理士による、弁理士のための機関だと私は思う。もし、そのような弁理士会への不満が多かったり、全く無関心であったとすると、そのままではあまりにも寂しい。せっかく弁理士登録して弁理士会に所属しているのだから、皆が満足し、納得して個々の弁理士がそれぞれの

立場で弁理士会を盛り立てていければと思う。

そのためには、個々の弁理士が、弁理士会に何を求めるのかを考え、求めているものが満たされていなければ弁理士会に積極的に伝えていくことが大切なのではなかろうか。そのためのツールとして、アンケート等も考えられるが、常設のツールとして弁理士会ホームページの電子フォーラムがあるので、それを目安箱のように使ってみても良いと思う。

### 弁理士会への期待

私は今年、副会長として弁理士会の会務に携わらせていただいている。全ての弁理士が弁理士会に所属している意義とメリットを実感できるという理想を目指し、会員である弁理士の要求に応えてその満足度を高めていくという視点で残りの任期を全うしていく所存である。

是非、「弁理士会」に関心と期待をもっていただき、至らない点には叱責を、そしてたまにはエールをおくっていただければ幸いである。

---

### (\*1) 弁理士法第56条第2項

「弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。」